

福井県報

第 411 号
令和 8 年
7 月 2 8 日 (火)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（４１・情報公開・法制課）…………… 2

告 示

- 加越沿岸海岸保全基本計画および若狭湾沿岸海岸保全基本計画の変更（３８１・砂防防災課）…………… 2
○救急業務に係る医療機関を認定（３８２・福井健康福祉センター）…………… 2
○国土調査の成果の認証（３８３～３９０・農地整備課）…………… 2

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（危機管理課）…………… 4
○令和 8 年度製菓衛生師試験合格者の受験番号（医薬食品・衛生課）…………… 4
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（県立病院）…………… 5
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（２件・商業・市場開拓課）…………… 7
○土地改良区の役員の退任（２件・奥越農林総合事務所）…………… 8

教育委員会規則

- ※個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（５・教育政策課） 9

選挙管理委員会告示

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（１２２）…………… 9

人事委員会規則

- ※個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（１７）…………… 9

監査委員告示

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（１２）…………… 10

公安委員会規則

- ※個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（６・県民サポート課）…………… 10

労働委員会規則

- ※個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（２）…………… 10

海区漁業調整委員会告示

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（２）…………… 10

内水面漁場管理委員会告示

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（２）…………… 10

企業管理規程

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程（４）…………… 11

規 則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第41号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福井県規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福井県告示第381号

海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第2条の3第1項の規定により定めた加越沿岸海岸保全基本計画および若狭湾沿岸海岸保全基本計画を変更したので、法第2条の3第7項の規定により準用する同条第6項に基づき次のとおり公表する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

計 画 名	区 域	縦覧場所
加越沿岸海岸保全基本計画	石川県境から越前岬まで	土木部砂防防災課、福井土木事務所、三国土木事務所、丹南土木事務所
若狭湾沿岸海岸保全基本計画	越前岬から京都府境まで	土木部砂防防災課、丹南土木事務所、敦賀土木事務所、小浜土木事務所

福井県告示第382号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 区分 救急病院
- 名称 つくし野病院
- 所在地 福井県福井市川合鷺塚町49字6番1
- 認定の有効期間
自 令和8年8月1日
至 令和11年7月31日

福井県告示第383号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 調査を行った者の名称
あわら市
- 調査を行った期間
令和元年7月から令和4年3月まで
- 調査を行った地域
あわら市指中
- 成果の名称
あわら市大字指中（I）の地籍図および地籍簿
- 認証年月日
令和8年5月28日

福井県告示第384号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 調査を行った者の名称
大野市
- 調査を行った期間
令和5年8月から令和7年3月まで
- 調査を行った地域

- 大野市菖蒲池
- 4 成果の名称
大野市大字菖蒲池Ⅲ区域の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和8年5月28日

福井県告示第385号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和8年7月28日
福井県知事 石田 嵩人
- 1 調査を行った者の名称
坂井市
- 2 調査を行った期間
令和元年5月から令和4年3月まで
- 3 調査を行った地域
坂井市丸岡町磯部福庄
- 4 成果の名称
坂井市丸岡町大字磯部福庄の一部の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和8年5月28日

福井県告示第386号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和8年7月28日
福井県知事 石田 嵩人
- 1 調査を行った者の名称
永平寺町
- 2 調査を行った期間
令和4年6月から令和7年3月まで
- 3 調査を行った地域
永平寺町松岡小畑、松岡吉野、松岡西野中
- 4 成果の名称
永平寺町松岡小畑および松岡吉野ならびに松岡西野中の各一部の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和8年5月28日

福井県告示第387号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和8年7月28日
福井県知事 石田 嵩人
- 1 調査を行った者の名称
永平寺町
- 2 調査を行った期間
令和4年7月から令和7年3月まで
- 3 調査を行った地域
永平寺町松岡下合月、松岡上合月
- 4 成果の名称
永平寺町松岡下合月および松岡上合月の各一部の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和8年5月28日

福井県告示第388号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和8年7月28日
福井県知事 石田 嵩人
- 1 調査を行った者の名称
若狭町
- 2 調査を行った期間
令和5年11月から令和7年3月まで
- 3 調査を行った地域
若狭町安賀里
- 4 成果の名称
若狭町大字安賀里の一部の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和8年5月28日

福井県告示第389号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 調査を行った者の名称
若狭町
- 2 調査を行った期間
令和4年7月から令和7年3月まで
- 3 調査を行った地域
若狭町田井
- 4 成果の名称
若狭町大字田井の一部の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和8年5月28日

福井県告示第390号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 調査を行った者の名称
美浜町
- 2 調査を行った期間
令和元年8月から令和3年3月まで
- 3 調査を行った地域
美浜町佐柿
- 4 成果の名称
美浜町大字佐柿の一部（第Ⅱエ区）の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和8年5月28日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借および保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年6月24日
- 4 落札者の名称および住所
NTT・TCリース株式会社北陸支店福井営業所
福井県福井市大手3丁目3番1号
- 5 落札金額
420,388,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年5月12日

福井県製菓衛生師法施行細則（昭和42年福井県規則第53号）第6条の2の規定により、令和8年度製菓衛生師試験合格者の受験番号を次のとおり公示する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

1201	1202	1203	1204	2201	2202	2203	2205
3202	3203	3204	4201	4202	4203	4204	4205
5201	5202	6201	7203	7204	7205	7206	7207
7208	7209	7210	7211	7212	7213	7214	7215
7216	7217	7218	7219	7220	7222	7223	7224
7225	7226	7227	7228	7230	7232	7233	7234
7235	7236	7237	7238	7239	7240	7241	7242
7243	7244	7246	7247	7248	7249	7250	7251
7253	7254	7256	7258	7259	7260	7261	7262
7263	7264	7265	7266	7267	7269	7270	7271
7272	7273	7274	7275	7276	7277	7278	7279
7280	7281	7282	7283	7284	7285	7286	7287
7288	7290	7291	7292	7293	7295	7296	7297
7298	7299	7300	7301	7302	7304	7305	7306
7307	7308	7309	7310	7311	7312	8201	8203
8204	8205	8206	8207	8208	8209	8210	8212
8215	8216	8218	8219	8220	8221	8222	

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品および役務（以下「調達物品等」という。）の名称および数量

人工心肺装置調達 一式

(2) 調達物品等の内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに。

(3) 納入期限

令和9年3月31日（水）

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院 臨床工学技術室

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和8年7月28日（火）から令和8年8月14日（金）16時まで（福井県の休日定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年7月28日（火）から令和8年8月14日（金）16時まで

（土、日曜日および休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものと

する。
また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、４(１)と同様とする。

(3) 入札参加資格の結果通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
５(２)と同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(イ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書（内訳書）在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書（内訳書）在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

４(１)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和８年９月７日（月）８時３０分から１７時まで

令和８年９月８日（火）８時３０分から１６時まで（必着）

(3) 開札日時

令和８年９月９日（水）１０時３０分

(4) 開札場所

福井県立病院 会議室

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品等に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品等の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒９１０－８５２６

福井県福井市四ツ井２丁目８番１号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 ０７７６－５７－２９４４

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和３９年福井県規則第１３号）第７５条において準用する福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第７５条において準用する福井県財務規則第１５１条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領

の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先（e-mail） kenbyo@pref.fukui.lg.jp

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be

Procured

heart-lung machine. (one set)

(2) Date,time of bidding

8:30A.M. 7th September 2026 - 4:00P.M. 8thSeptember 2026

(3) Date, time of bid opening

10:30 AM 9th September 2026

(4) Deadline for delivery

31st March 2027

(5) The place for delivery and contact point for the notice

Property management division,Fukui

Prefectural Hospital,2-8-1 Yotsui,

Fukui City,Fukui Prefecture.

910-8526 Japan.

TEL 0776-57-2944

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハーツたけふ

福井県越前市芝原四丁目58字南柿木町8番1 外18筆

2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

① 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号

② 福井県民生活協同組合

代表理事 檜原 弘樹

福井市開発5丁目1603番地

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

① 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

② 福井県民生活協同組合

代表理事 檜原 弘樹

福井市開発5丁目1603番地

(変更後)

① 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号

② 福井県民生活協同組合

代表理事 檜原 弘樹

福井市開発5丁目1603番地

4 変更の年月日

令和8年5月11日

- 5 変更した理由
本社の移転
- 6 届出のあった日
令和8年7月8日
- 7 届出の縦覧場所
- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県越前市府中1丁目13番7号
越前市産業観光部産業政策課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）
- 9 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
フレスポ越前
福井県越前市稲寄町26字作ヶ花1番 他34筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）

- 大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
（変更後）
大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号

- 4 変更の年月日
令和8年5月11日
- 5 変更した理由
本社の移転
- 6 届出のあった日
令和8年7月8日
- 7 届出の縦覧場所
- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県越前市府中1丁目13番7号
越前市産業観光部産業政策課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）
- 9 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、真名川土地改良区連合から役員の退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 退任（令和8年7月1日）
- | 役職 | 氏名 | 住所 |
|----|--------|------------------|
| 理事 | 佐々木 善市 | 大野市阿難祖地頭方第34号3番地 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、木の本原

土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

1 退任（令和8年7月1日）

役職 氏 名 住 所

理事 佐々木 善市 大野市阿難祖地頭方第34号3番地

教育委員会規則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月28日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第5号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福井県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第122号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月28日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井県選挙管理委員会告示第45号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年7月28日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人事委員会規則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月28日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第17号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福井県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

監査委員告示

福井県監査委員告示第12号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月28日

福井県監査委員 南川 直人

同 時田 和一良

同 五十嵐 昌子

同 伊藤 和弘

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井県監査委員告示第9号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記

載のあるもの)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年7月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公安委員会規則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月28日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

福井県公安委員会規則第6号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福井県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

労働委員会規則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月28日

福井県労働委員会 会長 井上 毅

福井県労働委員会規則第2号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福井県労働委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会告示第2号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月28日

福井海区漁業調整委員会 会長 小林 利幸

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井海区漁業調整委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年7月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

内水面漁場管理委員会告示

福井県内水面漁場管理委員会告示第2号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月28日

福井県内水面漁場管理委員会 会長 此下 美千雄

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井県内水面漁場管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年7月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

企業管理規程

福井県企業管理規程第4号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月28日

福井県知事 石田 嵩人

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年7月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

